

名古屋市教育委員会告示第15号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和 8年 4月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

- 1 登録年月日
令和 8年 4月24日
- 2 登録番号
第 7号
- 3 設置者の名称及び住所
公益財団法人徳川黎明会
東京都豊島区目白三丁目 8番11号
- 4 博物館の名称及び所在地
徳川美術館
名古屋市東区徳川町1017番地

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課